

議案第 15 号

日進市精神障害者医療費支給条例の一部改正について

日進市精神障害者医療費支給条例の一部を別紙のとおり改正する。

平成 30 年 2 月 23 日提出

日進市長 萩野幸三

1 提案理由

この案を提出するのは、持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律の施行による高齢者の医療の確保に関する法律の一部改正及び精神障害者医療費支給の範囲を拡大するため、日進市精神障害者医療費支給条例の一部を改正する必要があるからであります。

2 主な改正点

- (1) 他都道府県の病院等に入院等しており、住所地特例の適用を受けて日進市の国民健康保険の被保険者とされている 65 歳以上 75 歳未満の者が、政令で定める障害の状態にある者として愛知県後期高齢者広域連合の認定を受けるために申請をする場合においても、当該認定を受けるまでの間は、受給資格者とする。
- (2) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令第 6 条第 3 項に規定する障害等級 1 級又は 2 級の精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者の入院医療費の支給を、精神病床への入院から全疾病の入院に拡大する。
- (3) その他必要な規定の整理を行う。

日進市精神障害者医療費支給条例の一部を改正する条例

平成 年 月 日
条 例 第 号

日進市精神障害者医療費支給条例(平成15年日進市条例第2号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(適用除外)</p> <p>第4条 前2条の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、受給資格者としない。</p> <p>(1) 高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)による医療を受けることができる者及び高齢者の医療の確保に関する法律施行令(平成19年政令第318号)別表に定める程度の障害の状態にある65歳以上の者(その者が高齢者の医療の確保に関する法律第50条第2号又は第55条の2第1項第2号に該当する者として認定を受けるための申請を行う場合は、当該認定を受けるまでの間は除く。)</p> <p>(2)～(5) 略</p> <p>(支給の範囲)</p> <p>第5条 市長は、<u>次条の規定により精神通院医療費受給者証又は障害者通院医療費受給者証の交付を受けた受給資格者</u>(以下「受給者」という。)の疾病又は負傷について国民健康保険法又は社会保険各法の規定に基づき、次の各号に掲げる医療に関する給付がそれぞれ行われた場合において、当該医療に関する給付の額と当該疾病又は負傷について法令の規定により国又は地方公共団体の負担による医療に関する給付が行われた場合における給付の額との合計額が当該医療に要する費用の額に満たないときは、規則の定める手続に従い、その者に対し、その満たない額に相当する額を精神障害者医療費(以下「医療費」という。)として支給する。</p> <p>(1) 障害者総合支援法第58条第1項に規定</p>	<p>(適用除外)</p> <p>第4条 前2条の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、受給資格者としない。</p> <p>(1) 高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)による医療を受けることができる者及び高齢者の医療の確保に関する法律施行令(平成19年政令第318号)別表に定める程度の障害の状態にある65歳以上の者(その者が高齢者の医療の確保に関する法律第50条第2号に該当する者として認定を受けるための申請を行う場合は、当該認定を受けるまでの間は除く。)</p> <p>(2)～(5) 略</p> <p>(支給の範囲)</p> <p>第5条 市長は、疾病又は負傷について国民健康保険法又は社会保険各法の規定に基づき、次の各号に掲げる医療に関する給付がそれぞれ<u>当該各号に定める受給者証(次条第1項に規定する受給者証をいう。)</u>の交付を受けた受給資格者(以下「受給者」という。)に対し行われた場合において、当該医療に関する給付の額と当該疾病又は負傷について法令の規定により国又は地方公共団体の負担による医療に関する給付が行われた場合における給付の額との合計額が当該医療に要する費用の額に満たないときは、規則の定める手続に従い、その者に対し、その満たない額に相当する額を精神障害者医療費(以下「医療費」という。)として支給する。</p> <p>(1) 障害者総合支援法第58条第1項に規定</p>

する自立支援医療(精神障害者に係るものに限る。)に係る通院医療(病院又は診療所へ入院すること以外の手段により治療を行うことをいう。以下この条において同じ。)

(2) 第3条第1号に該当する者の通院医療及び入院医療(病院又は診療所へ入院することにより治療を行うことをいう。以下同じ。)

2 略

(支給の方法)

第7条 略

2 略

3 市長は、受給者が医療機関等で入院医療を受けた場合には、医療費として当該受給者に支給すべき額の限度において、その者が当該医療等に関し当該医療機関等に支払った費用を、受給者からの申請により、当該受給者に支払うものとする。

する自立支援医療(精神障害者に係るものに限る。)に係る通院医療(病院又は診療所へ入院すること以外の手段により治療を行うことをいう。以下この条において同じ。) 精神通院医療費受給者証

(2) 通院医療及び精神病床への入院医療(病院又は診療所へ入院することにより治療を行うことをいう。以下同じ。) 障害者通院医療費受給者証

2 略

(支給の方法)

第7条 略

2 略

3 市長は、受給者が医療機関等で第5条第1項に規定する入院医療を受けた場合には、医療費として当該受給者に支給すべき額の限度において、その者が当該医療等に関し当該医療機関等に支払った費用を、受給者からの申請により、当該受給者に支払うものとする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成30年8月1日から施行する。ただし、第4条の改正規定は、平成30年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の日進市精神障害者医療費支給条例第5条及び第7条の規定は、平成30年8月1日以後に行われた医療に関する給付について適用し、同日前に行われた医療に関する給付については、なお従前の例による。